

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、地域の人材や社会資源の活用を図るため、当該事業の対象者が自立した日常生活を送ることを支援するボランティア団体、地縁組織、NPO等に対して交付する新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業補助金(以下「補助金」という。)について、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助の目的、補助対象団体等、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付手続)

第3条 補助金の交付手続については、規則に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。

(様式)

第4条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付不決定通知書(別記第3号様式)
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金変更交付申請書(別記第4号様式)
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金変更交付不決定通知書(別記第6号様式)
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金実績報告書(別記第7号様式)
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業補助金確定通知書(別記第8号様式)

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付時期については、別表に定めるとおりとする。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた団体等(以下「補助団体等」という。)は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならない。

- 2 当該補助対象事業に関する経理は、他の経理と明確に区別するものとする。

(届出事項)

第7条 補助団体等は、補助金の交付申請の届出内容について変更するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。
- (失効)
- 2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

1 訪問型サービス事業

補助の目的	居宅要支援被保険者等の居宅等を訪問し、日常生活上に必要な支援を行うことで、多様な主体による生活支援サービスを普及・促進し、住み慣れた地域で生活を継続できる体制を整備する。
補助対象団体等	補助の目的とする事業を公益的に行う営利を目的としない任意団体とする。
補助対象事業	新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条に規定する柏崎市訪問型サービスB事業及び柏崎市訪問型サービスD事業
補助金額	居宅要支援被保険者等を支援する事業に必要と認められる経費から、当該事業における収入等を差し引いた金額とし、年40万円を上限とする。 実利用者のうち介護予防ケアマネジメントに基づく居宅要支援被保険者及び事業対象者の占める割合が5割未満の場合は、上限額を2分の1とする。事業の実施期間が1年に満たない場合は、実施期間に応じて上限金額を減ずる。 次に掲げる経費は、対象外とする。 (1) 委託料 (2) 食糧費 (3) 大規模修繕に係る工事請負費
交付申請	補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、別に市長が定める日までに提出する。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類
交付決定	交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により決定（不決定）を行う。決定（不決定）の判断においては、必要に応じて新潟県柏崎市生活支援体制整備事業実施要綱第3条に規定する協議体からの意見を聴取する。ただし、補助金額については、予算の範囲内において増減する場合がある。
交付の時期	事業完了の届出日から30日以内とする。ただし、事業運営費の大半を補助金で運営する等の事情がある場合は事前交付も可能とし、その場合は、事業完了時に清算を行う。
事業の完了	補助金実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して、事業完了日から15日以内に提出する。市長は、報告の届出を受けた30日以内に内容を審査し、補助金を確定する。 (1) 事業実施状況書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

2 通所型サービス事業

補助の目的	居宅要支援被保険者等を含む住民が定期的に通える場を設け、地域住民の交流や住民同士の助け合いの機会を持つことで社会的孤立を防止するとともに、生きがいつくりや健康保持を図り、要介護状態等となることを予防又は軽減し、地域における自立した日常生活を支援する。
補助対象団体等	補助の目的とする事業をコミュニティの範囲を超えて公益的に行う営利を目的としない任意団体とする。
補助対象事業	新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条に規定する柏崎市通所型サービスB事業
補助金額	<p>通いの場の運営に必要と認められる経費から、当該事業における収入等を差し引いた金額とし、週5日実施で年120万円を上限とする。</p> <p>実施回数により金額は変動するものとし、週1日当たり24万円を減ずる。実利用者のうち介護予防ケアマネジメントに基づく居宅要支援被保険者及び事業対象者の占める割合が5割未満の場合は、上限額を2分の1とする。事業の実施期間が1年に満たない場合は、実施期間に応じて上限金額を減ずる。次に掲げる経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 委託料 (2) 食糧費 (3) 大規模修繕に係る工事請負費</p>
交付申請	<p>補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、別に市長が定める日までに提出する。</p> <p>(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類</p>
交付決定	交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により決定（不決定）を行う。決定（不決定）の判断においては、必要に応じて新潟県柏崎市生活支援体制整備事業実施要綱第3条に規定する協議体からの意見を聴取する。ただし、補助金額については、予算の範囲内において増減する場合がある。
交付の時期	事業完了の届出日から30日以内とする。ただし、事業運営費の大半を補助金で運営する等の事情がある場合は事前交付も可能とし、その場合は、事業完了時に清算を行う。
事業の完了	<p>補助金実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して、事業完了日から15日以内に提出する。市長は、報告の届出を受けた30日以内に内容を審査し、補助金を確定する。</p> <p>(1) 事業実施状況書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類</p>